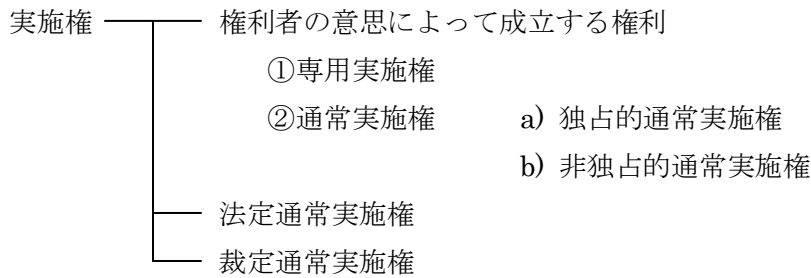


## 7. 「専用実施権」と「通常実施権」

### ■実施権の種類



### ■専用実施権

- ・特許権者により設定される権利であり、特許庁の原簿に登録することによって発生する権利を言います。
  - 特許として登録された後に設定を行うことができます。
  - 特許庁への登録が必要であり、このことから専用実施権の「設定」と表現します。
- ・設定の範囲内で特許発明を独占的に実施できる権利。
  - 設定にあたり、機能や地域、時期を限定することができますが、独占的な権利ですので同一の設定について重複して設定することはできません。
- ・特許権者と同等の独占的排他的権利であり、専用実施権者は自己の名で差止請求や損害賠償請求を行うことができます。
  - この点が、独占的通常実施権と最も異なる点です。
- ・専用実施権を設定した場合は特許権者であっても実施ができなくなりますので、研究用途には使えるよう特約をつけておく必要があります。

### ■仮専用実施権＜平成 21 年 4 月 1 日施行＞

- ・特許を受ける権利は独占排他性を有するものではないことから、実務において行われ

ている特許出願段階における独占的ライセンスは、特許権成立後に当該特許発明について独占的に実施できるという確約を与え、もってライセンシーが事業の準備を行うことを担保するものであると考えられる。

- そこで、そのような特許出願段階における独占的ライセンスの性質を踏まえ、特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、仮専用実施権を設定することができるようになりました。また、仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定登録があった時は、その特許権について専用実施権が設定されたものとみなされます。

### ■通常実施権

- 専用実施権に対して、独占的排他的権利でなく、単に当該発明等を実施することができる権利を言います。  
→特許権者と実施権者との契約行為によるため、(独占的・非独占的)通常実施権の「許諾」と表現します。
- 債権的性格のため、特許権者は同一の発明等について複数の実施権を他人に重複して認めることができます(非独占的通常実施権)。
- このうち、当該実施権者にしか実施権を認めないと契約等で約定したものを「独占的通常実施権」と言います。ただし、当該独占的通常実施権は、特許法で定められたものではなく、慣習上行われているものに過ぎません。

### ■仮通常実施権<平成21年4月1日施行>

- 特許出願段階における非独占的ライセンスは、特許権成立後にライセンシーが特許権者から権利行使を受けないという確約の下に事業の準備を行うことを担保するものである。
- そのような特許出願段階における非独占的ライセンスの性質を踏まえ、特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、仮通常実施権を許諾することができるようになりました。また、仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定登録があった時は、その特許権について通常実施権が設定されたものとみなされます。

## ■ 関連条文

### ◇ 特許法 第 77 条（専用実施権）

- 1 特許権者は、その特許権について専用実施権を設定することができる。
- 2 専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその特許発明の実施をする権利を専有する。
- 3 <以下、略>

### ◇ 特許法 第 78 条（通常実施権）

- 1 特許権者は、その特許権について他人に通常実施権を許諾することができる。
- 2 通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその特許発明の実施をする権利を有する。

### ◇ 特許法 第 34 条の 2（仮専用実施権）

- 1 特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、その特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、仮専用実施権を設定することができる。
- 2 <以下、略>

### ◇ 特許法 第 34 条の 3（仮通常実施権）

- 1 特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、その特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、他人に仮通常実施権を許諾することができる。
- 2 <以下、略>